

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書に対する
滋賀県知事意見

本事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価準備書以降の図書に適切に記載すること。

1 全般的事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。
今後の手続に当たっては、広く地域住民や高時川流域の農業者、漁業者への積極的な情報提供や説明会の開催を実施するなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 本事業における風力発電設備の配置、出力、基数等の事業計画を明らかにした上で調査、予測および評価を行うこと。
- (3) 環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価手法の選定に影響を与える新たな事象が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目ならびに予測および評価の手法を見直し、または追加で調査、予測および評価を行うこと。
- (4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (5) 対象事業実施区域およびその周辺には、国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシおよびクマタカの生息および繁殖が確認されており、事業実施に伴う環境改変や風力発電設備の設置により、衝突事故（バードストライク）や繁殖の失敗、移動経路の阻害等、重大な影響が懸念される。
2(2)により、猛禽類をはじめとする鳥類についてあらゆる環境保全措置を講じてもなお、重大な影響を回避または十分に低減できない場合には、本事業の取り止めも含めた事業計画の抜本的な見直しを検討すること。

2 個別的事項

(1) 水環境（水質）

対象事業実施区域の流域および下流にある高時川の水環境については、造成等の施工による影響、地形改変による影響、植生の変化など事業によって生じうる土壌流亡の影響などにより、漁場環境、水産資源および農業への影響が懸念される。

そのため、水環境の調査すべき項目に透視度を追加するとともに、降雨時の影響評価が可能となるよう、適宜、河川の現地写真撮影等により濁水の発生状況を把握するなど、十分な調査方法および調査頻度について検討すること。

対象事業実施区域は高時川および琵琶湖の重要な水源であることから、春・夏・秋の3季の調査だけではなく、冬季（降雪時）においても水質調査を実施すること。

また、濁水の発生が懸念される大音波谷川においても、高時川と同様の水質調査を実施すること。

（2）動物（鳥類）

過去に対象事業実施区域の近傍で実施された環境影響の取りまとめ資料によると、対象事業実施区域およびその周辺には、イヌワシの行動圏が確認されており、また、クマタカは複数のつがい周辺に生息している可能性が高い。このため、希少性が特に高く個体単位で厳重な保護が必要なイヌワシやクマタカに対して、事業の実施に伴う環境改変や風力発電設備の設置により、衝突事故（バードストライク）や繁殖の失敗等、重大な影響を与えることが懸念される。そのため、イヌワシやクマタカへの影響を評価するに当たっては、行動圏、生息場所利用、行動様式等を把握するために、繁殖期を含む年間にわたる調査を最低2年間実施することとし、イヌワシについては、改変後の事業地に飛来する可能性とその影響を、周辺に生息する個体の生態調査結果および他の事例の調査結果に基づいて的確に予測および評価を行うこと。また、クマタカについては、工事および改変がクマタカの生息、繁殖に及ぼす影響を行動圏、内部構造の機能面から的確に予測および評価を行うこと。なお、調査に当たっては、評価に必要十分なデータを得るためには、方法書に現在記載されている調査よりも詳細な調査が必要であり、調査対象地域の拡大、調査地点数の増加、調査地点間の適正な距離等を確保するよう見直しを行うこと。

対象事業実施区域はラムサール条約登録湿地である琵琶湖等に飛来する水禽類をはじめ多くの鳥類の渡りの主要なルートとなっている可能性が高く、夜間や悪天候時に渡りを行う可能性も高い。特に、渡りを行う猛禽類については、方法書に現在記載されている調査よりも詳細な調査が必要であり、その移動経路や高度は気象条件により大きく変化することを考慮し、この地域における渡りの時期、個体数、種の同定、移動経路、高度等の実態を正確に把握できるよう、専門家等からの助言を踏まえ、調査回数または日数の大幅な追加、調査地点数の追加、調査地点間の適正な距離等を確保するよう見直しを行うこと。また、レーダーによる調査を実施して、猛禽類を含む鳥類の夜間、悪天候時における渡りの実態を把握し改変による影響の予測および評価を行うこと。

（3）植物・生態系

対象事業実施区域には、重要な植物群落である「栃ノ木峠付近のブナ林」および「栃ノ木峠のブナ・オオバクロモジ群集」が分布しており、土地の改変などにより重大な影響が懸念される。また、植生の変化に伴うシカ等の増加により、生態系や地域社会

への影響、希少植物の減少・消失が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測および評価を行うこと。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場

自然との触れ合い活動を行っている地元活動団体の活動状況を把握するためヒアリングを実施すること。

ヒアリングを実施するに当たっては、各団体に対して複数回実施すること。

(5) 文化財・伝承文化

対象事業実施区域内には埋蔵文化財包蔵地（栃ノ木砦遺跡）が所在し、周辺は北国街道が通る歴史的に重要な場所であるため、文献調査、聞き取り調査をすることとし、調査結果に応じて文化財・伝承文化を環境影響評価項目に選定すること。